

別表3（第20条関係）

公印の押印を省略できる公文書	具体的な解釈等
ア 対内文書（重要なものを除く。）	「重要なもの」とは、職員に対し発信する命令、許可等の公文書のうち、個々の職員を名宛人とし、特に真正性の保証が求められるものをいう。（辞令交付書、雇用契約書、懲戒に関する公文書等）
イ 所外文書のうち、国、独立行政法人、東京都その他の地方公共団体、東京都が設立した地方独立行政法人又は東京都の政策連携団体若しくは事業協力団体に対し発信する公文書（重要なものを除く。）	「重要なもの」とは、権利又は義務の得喪に関する公文書、特定の事実を公印により証明する必要がある公文書等、特に真正性の保証が求められるものをいう。（許可・認可等の処分に関する公文書、契約書、督促状、証明書、身分・資格を表す公文書等）
ウ 所外文書（イに該当するものを除く。）のうち、軽易な公文書	「軽易な公文書」とは、おおむね単なる事実の通知、照会、回答等の公文書をいう。（会議・セミナー等の開催通知、案内状・あいさつ状等の儀礼的文書、事務処理内容・事業実施状況等の照会・回答、定例的な報告、刊行物、パンフレット等）
エ アからウまでに挙げるもののほか総務部長が公印省略を認めた公文書	総務部長が別に定める公文書をいう。